東京都市大学クラウド利用ガイドライン

2018 年 12 月
情報基盤センター

1. 当ガイドラインの背景と目的

教育の分野において情報システムの利用がさらに広がりを見せている昨今、本学においても教育研究の分野における ICT の活用は重要な課題となっている。そのような状況において、システム構築の迅速化や運用コストの軽減を図ることができるクラウドサービスは重要な選択肢である一方、様々な情報を学外のクラウド事業者が所有する設備に預けるという性質上、慎重な対応が求められる。

当ガイドラインは本学が取り扱うデータを保護する観点から、電子データの機密性の判断基準、クラウドサービスの選定基準と共に、関連する手続きについて示す。

2. 当ガイドラインの概要

2－1. 用語の定義と当ガイドラインの対象範囲

当ガイドラインにおける「クラウドサービス」という言葉は、一般的なクラウドサービスの分類で用いられる

・サービス提供型/SaaS(例.Office365、Google Apps、amazon AWS や Salesforce の一部サービス、サイボウズ、宅ふぁいる便、ちょー助、各種 SNS 等)
・ミドルウェア提供型/PaaS(例. Amazon AWS、Microsoft Azule、Salesforce の一部サービス)
・OS・仮想マシン提供型/IaaS(例. Amazon AWS、Microsoft Azule の一部サービス)

全てを指す。当ガイドラインではこれらのクラウドサービスの利用全てを対象とし、大学の構成員に対して、クラウドサービスの利用にあたり、取り扱う情報の重要性を考慮して適切なサービスの選定を求める。

2－2. 当ガイドラインの内容

当ガイドラインにおいては、本学が取り扱う電子データを保護するという観点から、

・各種電子データの機密性を一定の基準のもと評価し
・その機密性の評価に基づいてどのようなクラウドサービスを選定すべきか

の基準を提供し、それに基づいてクラウドサービスを選定するよう、本学構成員に対して求める。

具体的な機密性の評価基準、ならびにサービスの選定基準については、別紙:「電子データの機密性の具体例と取り扱うシステムで満たすべきセキュリティ」を参照のこと。

2－3. 強制的な措置について

当ガイドラインから逸脱したサービスの選定・利用により、本学の情報セキュリティが著しく損なわれると判断される場合には、「東京都市大学情報ネットワーク運用内規」に基づき、強制的にシステムに関わる通信を遮断する措置・サービス提供会社に対する情報の削除要請・サービス提供会社に対するサービス停止要請を実施する場合がある。

2－4. クラウドサービスの利用にあたっての責任者と担当者について

別紙:「電子データの機密性の具体例と取り扱うシステムで満たすべきセキュリティ」にて機密性Ⅲ以上に該当するされる電子データをクラウドサービスに委託・保存する場合は、クラウドに設置するシステムの責任者「クラウドサービス利用責任者」を必ず選任することとする。また、必要に応じて、システムの運用管理を実質的に行う担当者「クラウドサービス運用管理担当者」を選任することとする。

また、「クラウドサービス利用責任者」ならびに「クラウドサービス運用管理担当者」を選任した場合には、東京都市大学情報セキュリティポリシーにて定められた情報セキュリティ(ISS)責任者に報告すること。

2－5. ガイドラインの見直し

ガイドラインは定期的(およそ一年おき)に見直しを実施し、クラウドサービス利用責任者、クラウドサービス利用担当者に広報するものとする。その変更により、利用されているサービスがガイドラインに適合しなくなった場合、クラウドサービスの利用者はできる限り速やかにガイドラインに適合するサービスを新たに調達するものとする。

3. クラウドサービス導入にあたっての相談窓口

クラウドサービスの導入にあたっての相談窓口は以下の通りとなる。特に、重要度が高い情報を取り扱うシステムをクラウドサービスに移行する場合には、当窓口にあらかじめ相談することを推奨する。

【クラウドサービス導入相談窓口】
事務局 総合情報システム部 ICT 推進課
内線:3482 (代表)